

常 任 委 員 会 報 告 書

総務経済常任委員会より、別紙のとおり報告書の提出があった。

令和 6 年 9 月 10 日

七飯町議会議長 木 下 敏

総務経済常任委員会報告書

令和6年3月22日第1回定例会及び令和6年6月5日第2回定例会における議決に基づき、当委員会の所管について調査した結果を下記のとおり報告する。

令和6年9月2日

七飯町議会議長 木下 敏 様

総務経済常任委員会
委員長 稲垣 明 美

記

【所管事務調査事項】

- ・七飯町の林産業の現状と森林環境譲与税の使い道について
- ・商工振興、観光振興に係るイベント補助について
- ・道の駅合併浄化槽対策工事について

令和6年3月27日、5月28日、6月21日、8月21日、9月2日の5日間、委員会を開催した。

6月21日には、町内峠下地区及び仁山地区において、伐期を迎えたスギ林の状況及び町有林施業（更新伐）に係る伐採地の路網状況を確認するため現地調査を実施し、8月21日には、北海道松前町において、松前スギの公共施設における利活用について行政視察を行った。

【七飯町の林産業の現状と森林環境譲与税の使い道について】

1. 調査の目的

町内における森林の植生状況や、害虫「スギノアカネトラカミキリ」によるスギへの被害状況、伐期を迎えた立木への対応、森林環境譲与税の用途について等を把握するため調査を行った。

2. 調査の方法

町内森林の位置図や、町有林の樹種・樹齢・管理状況・伐期の一覧、害虫による樹木への被害状況、森林環境譲与税の収入及び支出の状況等に関する資料の提出を求め、農林水産課長への聴取を行った。

3. 七飯町の林産業の現状について

(1) 町有林の植生状況及び管理状況について

①町有林の樹種

令和6年4月現在における樹種の比率では、天然林が45.40%、人工林が54.60%となっており、人工林のうちトドマツとスギで48.72%と多くを占めている。詳細については<表1>のとおりである。

<表1>町有林の樹種及び面積

樹種	面積 (ha)	比率 (%)
トドマツ	281.41	28.29
スギ	203.23	20.43
ヨーロッパアカマツ	22.45	2.26
アカエゾマツ	13.92	1.40
カラマツ	2.06	0.21
グイマツ	1.84	0.18
アカマツ	1.20	0.12
シラカバ	10.84	1.09
ミズナラ	3.71	0.37
ヤマハンノキ	2.32	0.23
ブナ	0.20	0.02
天然林	451.57	45.40
町全体	994.75	100.00
うち、人工林	543.18	54.60

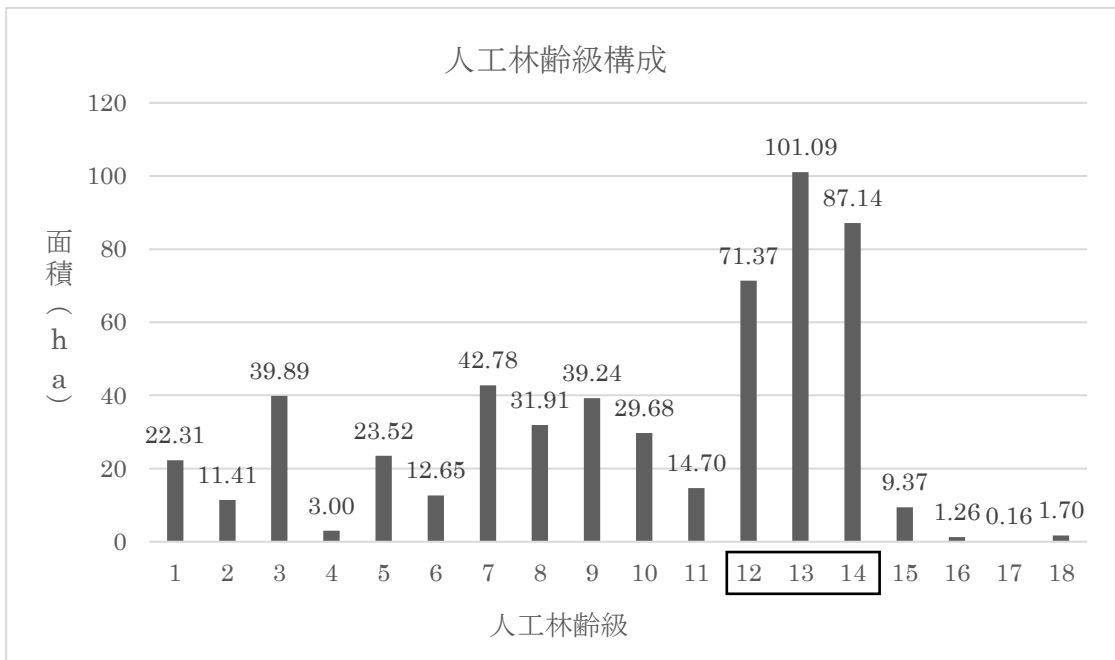
②町有林の樹齢

人工林全体では、伐期を迎えた12齢級から14齢級（60年生から74年生）が約47.79%と多くを占めており、樹種別にみるとトドマツは比較的齢級構成が平準化されているが、スギは13齢級と14齢級（6

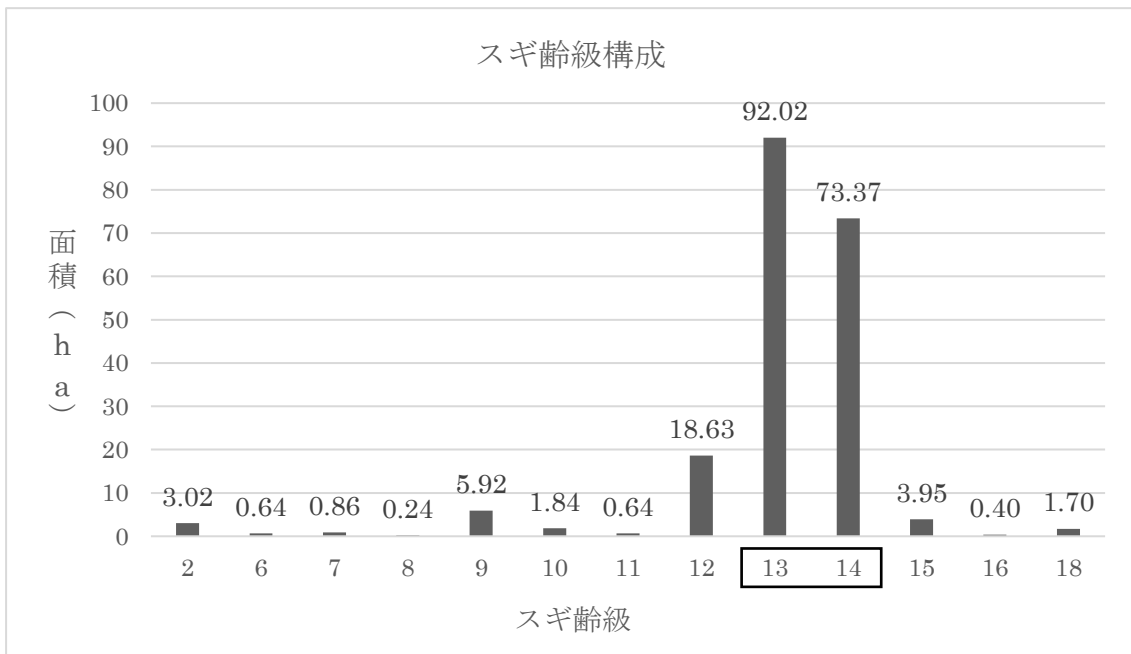
5年生から74年生)が多い状況である。詳細については<表2><表3>のとおりである。

※年齢級…森林の年齢を5年の幅で括ったもの。苗木を植林した年を1年生とし、1～5年生が1年齢級、6～10年生が2年齢級となる。

<表2>人工林年齢構成



<表3>スギ年齢構成



③管理の状況

町では森林法第11条に基づく森林経営計画（5か年を1期とした計画）

を策定し、計画的に森林整備を行っており、森林整備が必要とされる森林の施業実施率は全体で約44.59%となっている。主要樹種であるトドマツでは約30.25%、スギでは約60.28%となっており、スギは高齢級な林分が多いことから近年では重点的に整備を行っている。詳細については<表4>のとおりである。

<表4> 樹種別管理状況

樹種	面積 (ha)	施業が必要な面積 (ha)	うち、施業実施済面積 (ha)	実施率 (%)
トドマツ	281.41	189.72	57.40	30.25
スギ	203.23	199.57	120.31	60.28
ヨーロッパアカマツ	22.45	22.45	0	0
アカエゾマツ	13.92	0	-	-
カラマツ	2.06	2.06	0	0
グイマツ	1.84	0	-	-
アカマツ	1.20	1.20	0	0
シラカバ	10.84	10.84	0	0
ミズナラ	3.71	0	-	-
ヤマハンノキ	2.32	1.44	0	0
ブナ	0.20	0	-	-
天然林	451.57	77.30	47.31	61.20
町全体	994.75	504.58	225.02	44.59

④ 伐期の一覧

七飯町森林整備計画において<表5>のとおり、樹種毎の標準伐期齢を定めている。

<表5> 標準伐期齢

樹種		林齢
人工林	スギ	50
	カラマツ (グイマツとの交配種を含む)	30
	トドマツ	40
	エゾマツ (アカエゾマツを含む)	60
	その他針葉樹	40
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ (天然林を含む)	30
	その他広葉樹	40
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	60
	主として天然下種によって生立する広葉樹	80
	主としてぼう芽によって生立する広葉樹	25

(2) 害虫「スギノアカネトラカミキリ」によるスギへの被害状況について

町内のスギ林では以前より「スギノアカネトラカミキリ」という害虫による食害が確認されており、幼虫が枯枝から内部に侵入し食害することで幹内部の変色や、腐朽が発生する。被害は広域に及ぶと考えられるが、見た目による被害確認が難しく、全国的にも調査が行われていないことから、正確な被害区域については不明であるが、聞き取り調査等により、被害状況を確認できた過去5年間において、町内で主伐及び間伐を実施したスギ林における被害状況から被害面積と場所を割り出した結果、地区により被害の程度は異なるが、過去5年間に施業実施したスギ林全てにおいて被害が確認されている。詳細については<表6>のとおりである。

※主伐…利用期に達した樹木を伐採し収穫すること。

間伐…育てようとする樹木どうしの競争を軽減するため、込み具合に応じて一部の樹木を伐採すること。

<表6>被害のある場所（地区）と面積

場所（地区）	面積（ha）
桜町	74.10
仁山	35.14
峠下	4.48
上藤城	1.92
上軍川	1.05
合計	116.69

(3) 他自治体におけるスギ林の害虫被害への対策について

渡島管内の自治体において、市町村有林のスギ林における害虫被害の確認をしている2つの自治体では、伐採したスギのほとんどを学校や町営住宅などの公共施設へ利用しているという自治体と、特に対策は行っておらず通常の施業を行っているという自治体とがあり、いずれの自治体も枝打ちなどの被害防止対策については行っていない。

(4) 他自治体における伐期を迎えた立木への対応について

上記2つの自治体では、伐期を迎えたスギは現場状況に応じて施業方法を判断しており、皆伐を行う場合もあるが、過去に間伐などの手入れが十分されておらず、樹冠がうっ閉している森林については、標準伐期齢を過ぎていても間伐を行っている。被害の確認がないとしている他自治体においても、

多くが一律に決まった施業方法はなく、被害確認のある2つの自治体と同様の施業方法を実施しているとのことだった。

※皆伐…森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採すること。

樹冠…樹木の上部、枝や葉の集まった部分のこと。

うっ閉…樹木の最上層で太陽光を直接に受ける枝や葉が繁茂する部分（林冠）に隙間がなくなった状態のこと。

委員の質疑に対する農林水産課長の答弁は以下のとおりである。

質疑：町は害虫被害に対し、どのような対策を行っていくのか。

答弁：対策としては、枝払い等の実施と、伐期が到来しているスギを優先して早期に伐採を行っていききたい。その際には、山崩れ等が発生しないように場所を確認しながら行っていく。皆伐後は害虫による影響が少ないトドマツ等を植林していききたい。

質疑：森林作業道等の整備が十分ではない場所の間伐作業委託では、木材搬出路等を整備する費用についても積算すべきではないか。

答弁：必要に応じ、基幹林道等については補助事業等を活用し、また、森林作業道については枝線等がない場所において、現在活用している森林整備の公共補助事業の活用を検討していききたい。

質疑：伐採したスギの公共施設への利活用については、試験的なサンプリング調査等も含め、関係課だけではなく、庁内全体で情報共有を図り、議論していく考えはあるか。

答弁：公共施設へ有効活用できるよう、庁内全体で議論し研究していききたい。

質疑：森林を手入れすることで、山林を維持していかなければいけないが、割高な木材生産をしていくことを、町も覚悟しなければならない。木材生産は雇用創出や将来の森林環境の維持に繋がるなど、プラスとなる側面もあることから、それらを町民に理解してもらうようにしていかなければいけないと考えるが。

答弁：公共事業における町材の木材利用に関しては、外材を使用するより割高になることは認識しているところであるが、活用していけるよう検討していききたい。

質疑：森林所有者への意向調査については、森林を所有していることの把握や、管理に対する認識を促すためにも、周知することから早期に実施すべきではないか。

答弁：周知方法について今後検討していきたい。

4. 事務調査のため委員の派遣を行った。

- (1) 調査事項 町有林である松前スギの公共施設における利活用について
- (2) 派遣日 令和6年8月21日
- (3) 派遣先 北海道松前町

◆行政視察調査

(1) 北海道松前町の概要

松前町は、北海道の最南端に位置し、西は日本海、南は津軽海峡に面し、東西約50km、面積293.25km²で、国道228号線沿いに集落が形成されている。町内の松前公園には250種類1万本以上の桜が立ち並び、桜の名所として知られる北海道唯一の城下町である。

(2) 町有林である松前スギの公共施設における利活用について

①松前町における森林現況について

松前町の森林は、道有林、町有林及び私有林で構成されており、町有林面積は2,349haで、道有林を除く人工林面積908haのうち、スギが593.17haと約65.32%を占めている。また、林齢構成では、56年生以上の森林面積が全体の約50%以上を占め、多くが伐期齢に達している状況である。今後は、成熟した利用期にある松前スギの有効利用を町が率先して行い、民間需要拡大へ波及させることを課題としている。また、害虫被害については「スギノアカネトラカミキリ」がほとんどの町有林に入っている状況であり、現在は、防除のために適切な間伐と枝打ちを実施し、被害拡大防止に向けた取組を行っている。

②松前スギ利用の取組について

これまでの取組では、松前スギを構造材や内装材等の建築資材として、公営住宅や松前中学校、肉牛改良センターや役場庁舎等へ活用している。公営住宅は、平成23年度から令和5年度までに19棟74戸を建築し、使用量は345.9m³となっている。肉牛改良センターは、令和元年度に

牛舎や牧草等の保管庫、事務所等の管理棟を建築しており、牛舎は湿度調整がされ、冬季の結露がほとんど発生せず飼養環境に有効なものとなっている。また、令和3年度及び令和5年度には新規就農者へ向けた賃貸型牛舎を各年度3棟ずつ計6棟建築し、併せて研修生や新規就農者を対象とした住宅についても、各年度それぞれ1棟2戸ずつ計2棟4戸建築しており、構造材として合計499m³が活用されている。その他、役場庁舎における会議室内装の木質化や、町営牧場の木柵整備の材料としても積極的に活用されている。

地域材で建てる住宅支援事業として、町民が住宅や倉庫等の付帯施設の新築または改築の際に、地域材を構造材や内外装材として使用した場合、使用数量に応じた補助金の交付を行っている。補助対象となる木材は、町内の森林から産出されたもの、または、道内で産出され町内で加工・製品化されたものを「地域材」と位置づけ、平成26年度から令和5年度までの利用状況では、住宅が52件、付帯施設が68件の計120件で、木材使用量は、構造材で31.7m³、内外装材で14,043.9m³となっている。また、補助金額の上限は住宅で100万円、付帯施設で50万円と定めており、令和6年度予算は、森林環境譲与税の活用により、昨年度から100万円増額し、700万円の予算規模となっている。

③松前中学校改築工事について

旧松前中学校は、昭和45年に建築された鉄筋コンクリート造の学校であり、築40年以上経過し老朽化が著しいことから平成24年に建築に着手した。松前スギの活用あたっては、林齢72～98年生の皆伐、林齢38～59年生の間伐を中心に行い、搬出材積では3,879.7m³であったが、実際の使用量は1,111m³と歩留まりとしては約28.63%と悪い状況となっている。齢級の進んだ立木が大半であったことから、ほとんどの木材に害虫被害が発生しており、この影響により、集成加工時に使用に適さない木材として除外され、歩留まりが低い結果となっている。そのことから、建築費用についても単純な木材換算では、通常かかる費用の約2倍の金額となり、約25億円の費用となっている。当時の学校は、鉄筋コンクリート造が一般的であり、木造の場合はメンテナンス費用や火災保険料の増額など、一定のデメリットもあったが、建築を全て町内業者で賄える点や、適正な森林整備の促進に繋がることなども同時に検討した結果、建築費用が高額となっても地域材を活用することを重視した。

5. 森林環境譲与税の使途について

令和元年度から令和5年度における森林環境譲与税の収入及び支出状況では、収入合計額で4,045万円、支出である充当事業合計額は3,605万1,789円となっており、基金運用利息を含めた令和5年度末時点における残高は440万1,104円となっている。使途としては、森林所有者の意向調査や、公有財産の購入、森林資源管理等に係るシステム構築費用などへの事業へ充当している。

令和6年度の使途については、私有林整備に係る費用の助成や、森林整備に必要な林道橋の保守管理費用、木材に接する機会の創出として、町有林材を利用した木製品製作費用、公園の木製ベンチ修繕費用等を予定している。今後においても町内の森林を豊かにし、林業の発展に寄与する取組について、活用方法を検討していくこととしている。詳細については<表7>のとおりである。

<表7> 令和6年度の使途及び具体的な事業内容

使途区分	具体的な事業内容
木製施設等修繕料	すずらん児童公園及びおおかわ児童公園の木製ベンチが老朽化により破損しているため、利用者が快適に使用できるよう修繕。
森林整備市町村支援システム回線接続料	森林整備を推進する上で必要となる各種森林情報、登録事業者の情報等を共有するクラウドシステムに接続する専用回線への接続費用。
森林経営管理委託料	森林経営管理法に基づく森林所有者への意向調査の実施や、森林経営等に関する相談窓口を設置。
木製品製作委託料	町間伐材等を利用した製品を公共施設に設置して利用者が木材に接する機会の創設。
林道橋りょう点検委託料	森林整備を実施する上で必要な林道に架かる橋の定期点検費用及び老朽化している橋の修繕に係る設計委託費用。
森林情報システム更新委託料	適切な森林管理を行うため、森林GISのデータ更新を実施。
木育活動支援補助金	主に町民向けに木育活動を行う町内の木育団体に対する補助金。
私有林整備補助金	私有林整備に係る費用の一部を助成して適正な森林管理を支援。
豊かな森づくり推進事業補助金	私有林における造林費用の一部を助成することにより、森林資源の循環利用を確立させ、多面的な機能を発揮できる豊かな森づくりを推進。

委員からは、私有林整備補助金の補助対象者はどのくらい想定しているかとの質疑があり、農林水産課長からは、下刈及び間伐に関しては森林組合が組合員の分を取りまとめて全体として申請することになるが、事後申請となるため、その際に正確に抑える形となることから、積算に係る面積については概算の面積となっており、民間の山林会社2社が予定している分も含まれている。との回答があった。

※下刈…植栽木の成長を阻害する雑草木を刈払うこと。

6. まとめ

町有林のうち、人工林では、伐期が到来している立木が約半数と多くを占めており、そのうちスギは8割以上が標準伐期齢を過ぎている状況となっている。害虫被害の状況では、過去5年間に施業実施したスギ林全てにおいて被害が確認されていることから、今後ますます被害の拡大が懸念される状況となっている。

町の対策としては、枝払い等の実施や、伐期が到来しているスギを優先し、早期に伐採を行うこととしているが、それらの取組を促進させるためにも、地域材を各種公共事業へ有効に活用することや、森林育成啓発のための木育活動への活用など、積極的に地域材を利活用していくべきであることから、今後は庁内全体で議論し、研究することを強く望む。

【商工振興、観光振興に係るイベント補助について】

1. 調査の目的

商工業及び観光業振興に係る町内で開催しているイベントの内容や、補助実績等を把握するため調査を行った。

2. 調査の方法

町内で開催しているイベントの事業内容や、補助実績に関する資料の提出を求め、商工労働観光課長への聴取を行った。

3. 商工振興、観光振興に係るイベント補助について

(1) イベント事業内容及び補助実績について

令和5年度は、ななえあかまつ街道納涼祭や、大沼湖水まつりをはじめ、特色ある6つのイベントを実施しており、それぞれの事業費に応じて補助金交付を行っている。詳細については<表8><表9>のとおりである。

<表 8> 令和 5 年度の町内イベント事業内容

No.	イベント概要
1	<p>名 称：第 11 回ななえあかまつ街道納涼祭 趣 旨：地域振興及びコミュニティの活性化による活気あるまちづくりを目的とした町民参加型の継続性のあるイベントを目指し実施するもの。 内 容：納涼夜店、ステージイベント、アップル商品券協賛大抽選会 他 来場者：12,000人</p>
2	<p>名 称：第 114 回大沼湖水まつり 趣 旨：大沼において 100 年以上続く伝統行事を守るとともに、催し物を実施し来訪者増加を図る。 内 容：よさこい演舞、ライブ演奏、慰霊祭、灯籠流し、花火大会 他 来場者：18,000人</p>
3	<p>名 称：第 12 回大沼ハロウィン&紅葉サンセットクルーズ 趣 旨：紅葉時期の大沼の魅力的景観を楽しんでもらい、道内外からの観光客誘客促進を図る。 内 容：紅葉ライトアップ&クルーズ、秋の大沼味覚市、ハロウィンランタン制作体験、仮装大会、地元産野菜・米の無料詰め放題、よさこい演舞、花火大会 他 来場者：4,000人</p>
4	<p>名 称：Autumn Lakes (オータムレイクス) 趣 旨：公園内イベントを複数開催し、コロナによる観光客入込の減少を改善する。 内 容：①ヨガ in 大沼、②にこにこまるしえ・ノスタルジックカーミーティング、③「うちの子」と「大沼」フォトコンテスト 来場者：①60人 ②150人・150人 ③応募11作品</p>
5	<p>名 称：第 11 回ななえ町オール物産グルメフェア 趣 旨：七飯町の地域特産品や食文化を一堂に集め、新製品・新メニュー及び地域特産品の発表の場として新たな土産需要の掘り起こしに繋げることを目的とする。 内 容：町特産品等の販売、新商品・新メニュー発表会 他 来場者：2,500人</p>
6	<p>名 称：第 58 回大沼函館雪と氷の祭典 趣 旨：冬季観光の振興と通年観光の確立を図ることを目的として実施。 内 容：ジャンボ滑り台 3 基、ミニ滑り台 3 基、中雪像 3 基、ミニ雪像 16 基、大沼ルシェ (31 店舗) 来場者：27,000人</p>

<表 9> 令和 5 年度の町内イベント事業への補助実績

No.	イベント名称	事業費	補助金額 (負担金額)	補助又は 負担率
1	第 11 回ななえあかまつ街道納涼祭	3,412,468 円	2,000,000 円	58.60%
2	第 114 回大沼湖水まつり	6,635,676 円	3,000,000 円	45.21%
3	第 12 回大沼ハロウィン&紅葉サンセットクルーズ	4,762,123 円	1,400,000 円	29.39%
4	Autumn Lakes (オータムレイクス)	1,742,209 円	1,600,000 円	91.83%
5	第 11 回ななえ町オール物産グルメフェア	448,172 円	200,000 円	44.62%
6	第 58 回大沼函館雪と氷の祭典	12,062,127 円	9,532,000 円	79.02%

※No.6 「第 58 回大沼函館雪と氷の祭典」は負担金

委員の質疑に対する商工労働観光課長の答弁は以下のとおりである。

質疑：Autumn Lakes（オータムレイクス）への補助金の補助率が1/2相当ではなく比較的高い理由は。また、補助金の使途内容や、実績に対する事業効果についてはどう考えているか。

答弁：補助率が1/2相当になっていない理由は、当事業は継続事業ではなくスタートアップ事業として予算配当したものであり、令和6年度を最終年度とした3か年の事業で、今後は自主事業として行っていく予定である。実績等を踏まえ、事業内容の見直しや方向転換の必要性があれば検証したい。

質疑：Autumn Lakes（オータムレイクス）は、コロナ禍による観光客の減少に対する事業として始めたイベントであるが、一定の観光客数の回復が確認できた場合等は、状況に鑑みて1/2相当の補助率に見合う予算規模の事業内容へ計画を見直すなど検討すべきではないか。

答弁：事業初年度の予算規模は300万円、2年度は160万円、最終年度である令和6年度は100万円と段階的に予算規模を縮小し、最終的に自主運営が可能となるよう計画した事業である。補助率に応じた予算規模の事業を実施する場合は、事業実施主体と内容について改めて議論し、見直すことも検討していきたい。

質疑：これまで議会本会議や令和6年度予算審査特別委員会等において、全てのイベント事業の補助金については1/2相当の補助率で事業を実施しているとの答弁があったが、現状と相違しているのではないか。

答弁：Autumn Lakes（オータムレイクス）は、緊急性のある課題への対策として、また、将来へ向けた仕掛けづくりとして立ち上げられたイベント事業ではあるが、これまでの議会本会議や令和6年度予算審査特別委員会等において、全てのイベント事業の補助金については1/2相当の補助率で事業を実施しているとの答弁と実態とでは整合性が取れず相違していることは否定できない。今回の反省点として、事業の性質による補助金のあり方等について検証していきたい。

4. まとめ

これまでの議会本会議や令和6年度予算審査特別委員会等における町の答弁や

説明内容では、全てのイベント事業の補助金は1/2相当の補助率で事業を実施しているとしてきたが、実態は相違しており、整合性が取れていない事実が確認されたことから、今後の決算審査特別委員会等においては、事業内容や事業効果も含め、更なる詳細な審査がされることを強く望む。

【道の駅合併浄化槽対策工事について】

1. 調査の目的

道の駅合併浄化槽対策工事の進捗状況及び処理水の水質調査結果等を把握するため調査を行った。

2. 調査の方法

浄化槽の維持管理状況や、処理水の水質検査結果に関する資料等の提出を求め、商工労働観光課長への聴取を行った。

3. 浄化槽の維持管理状況及び処理水の水質検査結果について

令和5年度から調査時点までの維持管理状況では、機能確認や機器類点検等の保守点検を32回、汚泥搬出や漲水等の清掃作業を17回実施しており、水質検査は、法定検査2回を含む全8回実施し、BOD（生物化学的酸素要求量）の平均値は73.28mg/Lとなっている。詳細については<表10>のとおりである。

<表10> 令和5年度から調査時点までの維持管理状況及び水質検査結果

令和5年度		
種別	実施回数	実施内容
保守点検	26回	機能管理作業、機器類点検作業、塩素補給
清掃	16回	汚泥搬出作業（平均7.68 m ³ ）、漲水作業（平均7.21 m ³ ）
水質検査	4回	検査① BOD58mg/L ※法定検査 検査② BOD18mg/L 検査③ BOD5.8mg/L 検査④ BOD30mg/L 平均27.95mg/L
令和6年度（令和6年4月1日から同年6月21日調査時点まで）		
種別	実施回数	実施内容
保守点検	6回	機能管理作業、機器類点検作業、塩素補給
清掃	1回	汚泥搬出作業（18 m ³ ）、漲水作業（14.4 m ³ ）
水質検査	4回	検査① BOD110mg/L 検査② BOD190mg/L ※法定検査 検査③ BOD150mg/L 検査④ BOD24.5mg/L 平均118.62mg/L

4. 道の駅合併浄化槽対策工事について

浄化槽における油脂負担軽減を図るためのグリース阻集器設置工事は令和6年3月20日に完了し、浄化槽適正化工事完了までの期間の処理水対策である浄化槽処理水最終処理業務は、濁水処理機等の設置を令和6年4月30日に完了し、日頃より凝集剤を用いた沈殿処理を行っている。最終工事である浄化槽適正化工事は、工事完了を当初令和6年8月末頃としていたが、工事完了までに要する日数の増加に伴い、令和6年11月中旬まで期間を延長している。詳細については<表11>のとおりである。

<表11>道の駅合併浄化槽対策工事

名 称	工 期
道の駅グリース阻集器設置工事	令和6年1月15日から同年3月20日まで
浄化槽処理水最終処理業務	令和6年4月25日から同年8月31日まで⇒同年11月中旬まで
浄化槽適正化工事	令和6年7月中旬から同年8月31日まで⇒同年11月中旬まで

商工労働観光課長からは、浄化槽処理水最終処理業務開始後もBOD数値の低減が図られなかった原因として、関係者間における認識の相違により、浄化槽の清掃作業が行われていなかったとの説明があり、委員からは業務の工程管理や、日常作業のチェック体制に対する指摘があった。同課長からは、町の管理施設として連絡体制を密にしていくべきであった。委託作業が加わったことで、誤った認識となったことは、町の管理体制の欠落した部分であり、深く反省していきたいとの回答があった。また、委員からは令和5年度以前の維持管理状況についても質疑があったが、適正な管理が行われていたかについては詳細な把握には至らなかった。

5. まとめ

当調査開始後の令和6年第2回定例会における「令和4年度七飯町一般会計歳入歳出決算不認定の議決を踏まえた措置の報告について」では、浄化槽処理水最終処理業務の委託期間及び浄化槽適正化工事の完了は、いずれも令和6年8月末までと説明があったが、その後において約3か月間期間が延長され、追加予算として補正予算が計上されたことは、当調査開始時点では想定していない状況であった。そのことから、工期の延長や追加予算の計上となった事態についての原因や再発防止策等は、当調査では詳細な把握には至らなかったため、今回の事務執行が適正であったかについては、業務管理の他、庁内や関係者間での連絡体制

等を十分精査する必要がある、今後更なる調査や検証が必要と考え、人的証拠を伴う特別委員会を設置し、調査することを強く望み、委員会報告とする。